

# 無人航空機の登録有効期間を確認しましょう!

機体登録の

有効期間は3年です。

ご自身が機体登録している無人航空機の登録有効期間は

ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)でご確認ください。

有効期間の満了日の1か月前からが更新手続き期間となります。

お早目の手続きをお願いします。

無人航空機操縦者技能証明を取得された皆様へ

技能証明の有効期間は3年です。

更新講習の受講および

更新手続きをお願いいたします。



ご自身の  
有効期間を  
ご確認ください。

各種制度の詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/koku/info/>



詳細は裏面をご確認ください。→



国土交通省